

公衆浴場入浴料金の統制額の改定について

次のとおり公衆浴場入浴料金の統制額（上限額）が改定されましたのでお知らせします。

1. 公衆浴場入浴料金（札幌市公衆浴場法施行条例第2条第1号の普通浴場に係るものに限る。）の統制額

区分	改定後	改定前
大人（12歳以上の者）	490円	480円
中人（6歳以上12歳未満の者）	150円	140円
小人（6歳未満の者）	80円	70円

2. 施行年月日

令和5年（2023年）10月1日

新琴似温泉

壺乃湯